

2014-15 ゴルフ規則裁定集の主な変更点の解説

2014 年はゴルフ規則裁定集の改訂年です。ゴルフ規則裁定集はゴルフ規則の適用事例や解釈が掲載されているもので、定義上の規則でもあり、2 年に 1 度改訂されます。2014 年はゴルフ規則そのものの改訂は行われないので(ゴルフ規則の次の改訂は 2016 年です)、2012-13 ゴルフ規則裁定集から大きな改訂が行われているわけではありませんが、新しい裁定が 3、改訂された裁定が 59、番号を変更した裁定が 1、削除された裁定が 24 あり、主なものここで解説いたします。なお、解説は簡易的なものですので、ゴルフ規則裁定集の該当する裁定も参照することをお勧めいたします。なお、日本語版の裁定集は現在翻訳作業中で、年内には JGA ホームページ上で閲覧できる予定です。書籍としての販売は 2 月初旬を予定しています。

【新裁定】

14-3/18 気象情報に多機能機器でアクセスする

規則 14-3 はプレーに影響する状況を計測するために人工の機器を使用することを禁止していますが、气象台等によって発表されている情報をアプリやインターネットを通じて知ることこの規則違反とはならないとの解釈が示されました。このような行為はプレーヤーが状況を「計測」していることにはならないからです。

18/4 止まっている球の位置が変えられたことの証拠がテレビで示されているが、裸眼では合理的に識別することはできない程度であった

球が動いたことが裸眼では確認できない程度のわずかなものでありプレーヤーは球は動かなかったと考えたが、高機能の TV 映像によって検証すると球が動いていることが発見されたようなケースについて、委員会が裸眼で識別できなかったことが合理的と考えられるのであれば球は動いていなかったものと裁定するとの解釈が示されました。

18-2b/1 アドレス後に動いた球 ; 動いたのは重力の影響かも知れない

2012 年の規則改訂で規則 18-2b に例外が追加されました。この例外規定はアドレス後に球が動いた場合、プレーヤーが動かしたものとみなされる旨が規定されている本文に対し、プレーヤーが球を動かす原因となっていないことが明白であれば、規則 18-2b の規定は適用しない、というものです。

この例外が適用される例として、「風によって球が自然に動かされたことが明らかであれば、罰はなく、球は新しい位置からプレーしなければならない」という事例が知られるようになりましたが、「傾斜によって球が自然に動かされた場合も同様なのか?」という疑問がありました。2012-13 ゴルフ規則裁定集では裁定 18-2b/11 の回答後段でこの「傾斜」のケースについて「重力」はこの例外規定を考えるうえでの自然現象ではない旨を規定していましたが、この解釈がさらに明確になるよう、重力についての解釈だけを示す裁定を新たに追加しました。この裁定ではこの例外を適用するためには観測可能な要素(例: 風、水、局外者)が球を動かす原因となっていることが分かっているか、ほぼ確実になければならないことを示しています。

【改訂裁定】

規則 1-3「合意の反則」に関する裁定 1-1/1, 1-3/7, 2-1/1.5, 2-1/4

解釈は変わっていないが明確化するための追記。規則の運用を排除することや受けた罰を無視することに合意した場合は競技失格とする旨を規定する規則 1-3 の適用は両者がその規則を知っていながら、その規則の運用を排除した場合に適用することが明記されました。

4-1/1 2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件

2010年1月1日に施行された溝とパンチマークの規則に適合したクラブを使用しなければならない旨の競技の条件はすでにプロツアー競技で採用されていますが、2014年1月1日以降はエキスパートプレーヤーが参加するアマチュア競技においてもこの条件を採用するケースがあるため、この条件の採用はあくまでもエキスパートプレーヤーが参加する競技においてのみ勧められることを強調するとともに、一般のアマチュア競技においてこの条件を採用する必要はなく、少なくとも2024年までは2010年1月1日より前に製造され当時の規則に適合したクラブの使用は認められることを明記しました。この裁定の推奨に基づき、JGA主催競技では日本選手権のいくつかでこの条件を採用します(詳細はJGAホームページ参照)。

6-6b/2 スコアカードの決められた欄以外に署名したり、イニシャルを使用して署名する

欄外署名やイニシャルについて認めるためには、それらがスコアを証明するためのものであることがすべての証拠から明白であることが条件であることが明記されました。

6-6b/6 マーカーが競技者のスコアカードを持って立ち去る

スコアカードを提出する前にマーカーがスコアカードを持ってしまったケースについて、競技者にはどうすることもできない事情によりマーカーの署名なしにスコアカードを提出せざるを得ない例外的なケースについては罰はないことが明記されました。

10-1c/3 時間節約のために相手に先にプレーするよう頼む (旧裁定 10-1a/3)

旧裁定 10-1a/3 の番号が変更となりました。内容についても改訂が行われ、マッチプレーで、時間節約のためであれば、ティーインググラウンドに限らず相手に先にプレーするように頼むことができる旨を明記しました。

14-3/4 ラウンド中のコンパスの使用

旧裁定ではラウンド中に方位を知るためにコンパスを使用することは規則 14-3 の違反となると規定していましたが、この裁定は改訂され、コンパスの使用を認めることになりました。

改訂された裁定では、コンパスは方向の情報を提供するだけであり、変化する状況を計測しているわけではないし、プレーの援助となるようなものではないとの解釈を示しています。

25-2/0.5 どの時点で地面にくい込んだことになるのか

球が地面にくい込んだ、という状態について図を使用して解説するようになりました。球が地面にくい込んだとみなされるためには、球が落下したことによってできた自分のピッチマークに入り、球の一部が地表面の下にあるという要件を満たす必要があることが規定されています。

27-2a/1.5 球を「探しに出かける」とは

暫定球のプレーを認める規則 27-2 は時間節約の為にプレーすることが主旨であるので球を探しにでかける前に暫定球をプレーしなければならない旨を規定しています。この裁定は球を「探しに出かける」の解釈をさらに明確に規定するために改訂されました。裁定では初めの球があると思われる場所に向かって歩いたとしても、そこから短い距離を戻ることが時間節約となると考えられる範囲であれば、短い距離を進んだことは認められるとの解釈が示されています。

33-8/8 木の根からの救済を規定するローカルルール

旧裁定では木の根が露出しているというだけでは異常なコースの状態とは言えないので救済を認めるローカルルールの制定は認められない旨を規定していましたが、改訂された裁定では、芝草を短く刈ってある区域(フェアウェイ)に木の根が露出している場合については規則 25-1 に基づく救済を認めるローカルルールの制定することを認めています。

(公財)日本ゴルフ協会
規 則 委 員 会